

平成20年  
4月から

# 75歳以上の人は 健保の加入者ではなくなります

増え続ける高齢者の医療を支えていくために、平成20年4月から新しい高齢者医療制度がスタートします。



従来どおり健保組合に加入しますが、**前期高齢者医療制度の対象**になります。保険料の負担は、64歳以下の人と同じです。

従来どおり健保組合に加入します。**被保険者は高齢者の医療を支援するための特定保険料**を納めます。

**高齢者医療制度が一部見直し**

平成19年10月30日に与党内でまとめられた対策案に基づき、高齢者医療制度の見直しが行われます。

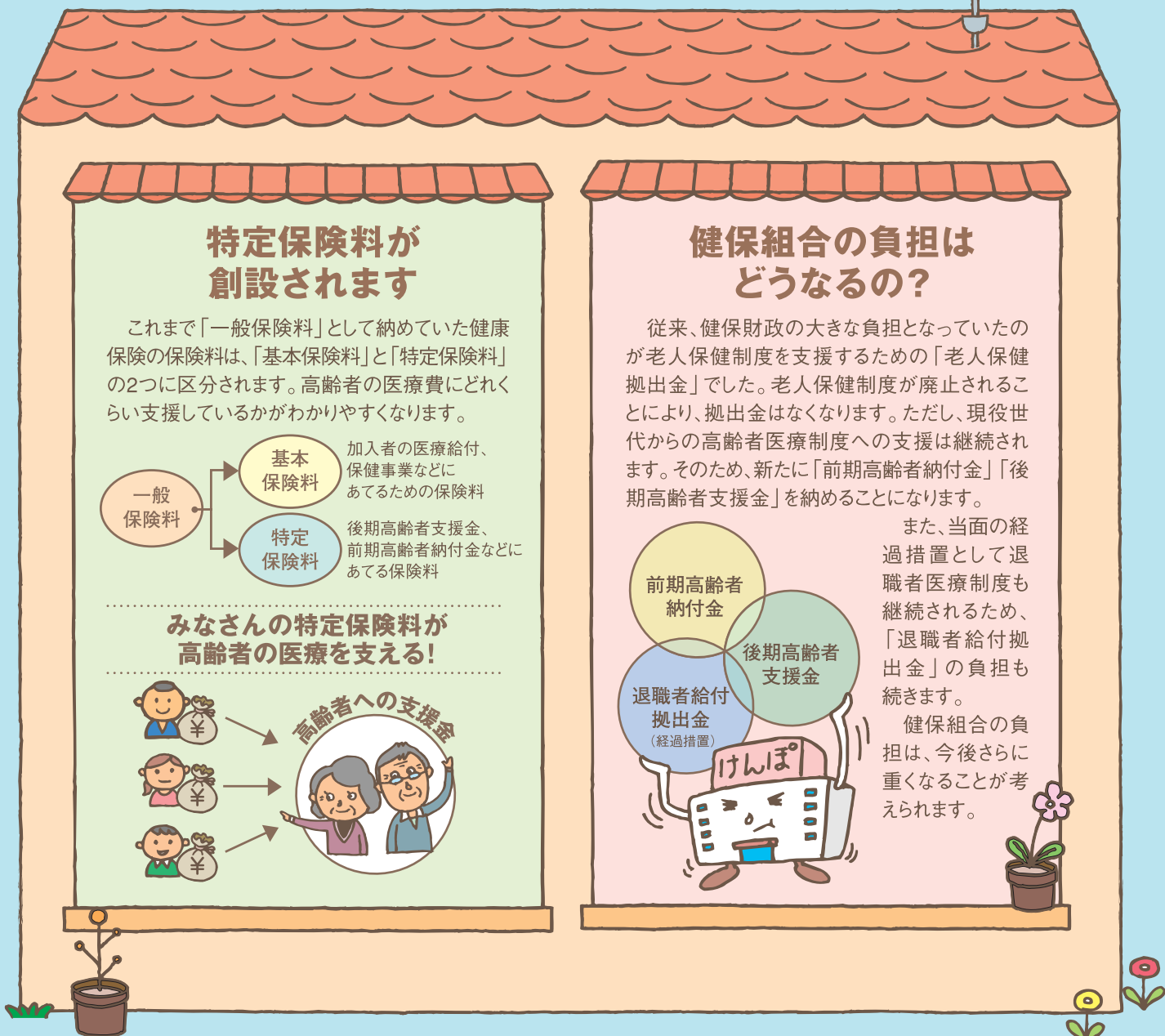
①後期高齢者医療制度に加入する75歳以上被扶養者の保険料  
制度開始から2年間は保険料を5割に軽減  
↓  
さらに負担を軽くするため、平成20年4月～9月の6ヵ月間は負担なし、平成20年10月～平成21年3月の6ヵ月間は1割になります。  
**見直し**

②70～74歳の方の窓口負担  
一般の窓口負担が2割に  
↓  
平成20年4月～平成21年3月の1年間は、窓口負担が1割のまま据え置かれます。  
**見直し**

詳しくは、次ページをご覧ください！

74歳以下の

みなさんの保険料も変わります



その他

こんな改正も...

## 高額医療と高額介護の 合算制度ができます

医療保険と介護保険の自己負担を合算して自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた額が支給され、負担が軽くなります。

医療・介護の自己負担を合算する場合の限度額(年額)

	一般の方	現役並み所得者
75歳以上	56万円	67万円
70歳～74歳	62万円	67万円
69歳以下	67万円	126万円

## 65歳～69歳の人でも入院時の 食費・居住費を負担します

療養病床に入院する70歳以上の人は、食費・居住費を負担していますが、平成20年4月からは65歳～69歳の人でも対象になります。



# 前期高齢者医療制度

65歳～74歳の人

従来の退職者医療制度に代わる制度です。

従来と変わらないのは？  
保険料、お医者さんにかかるときの医療の給付はこれまでと同じです。

従来と変わらないのは？

②見直し後の内容です。

加入する制度		自己負担	
健保組合			
前期高齢者医療制度			
64歳   65歳   69歳   70歳		74歳	
自己負担3割 (義務教育就学前2割)	一般2割 現在 [1割]	自己負担限度額	
		外来	世帯ごと ( )は多数該当の場合
			世帯ごと
		24,600円 [12,000円]	62,100円 (44,400円) [44,400円]
	現役並み 所得者*2 3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)

\*2 標準報酬月額28万円以上の人。ただし、年収が高齢者複数世帯で520万円、高齢者単身世帯で383万円に満たない場合は、健保組合に届け出れば一般と同様の自己負担。

## 医療保険者間での財政調整が行われます

前期高齢者の対象になる人の8割が国民健康保険に加入しています。加入者のかたよりのバランスの悪さを調整するために、国民健康保険と健保組合などの被用者保険のそれぞれの加入者数に応じて調整金(納付金)を出します。



加入率の低い健保組合等から、加入率の高い国保へ調整金(納付金)を出して、財政のバランスをとるしくみ

## 退職者医療制度は経過的に存続

新しい高齢者医療制度の創設とともに、老人保健制度と退職者医療制度は廃止となります。ただし、退職者医療制度については、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として経過的に存続する予定です。

\*平成19年10月30日に与党でまとめられた対策案にもとづいています。

従来との違いは？

患者負担

下図ピンクの部分が変更点です。平成21年4月から実施されます。(1年間実施が延期されます。)

運営

国民健康保険と健保組合等の医療保険者間で財政調整をしながら、それぞれの保険者で運営。

# 後期高齢者医療制度

75歳以上の人  
65歳以上の寝たきり等の人

従来の老人保健制度に代わる制度です。

従来との違いは？

保険料

①後期高齢者一人ひとりが保険料を負担します。  
②保険料は、介護保険と同じく、原則として年金から天引きされます。徴収するのは、各市町村です。

年金額が「以上の人」↓年金から天引き  
年18万円 未満の人等↓個別に納める

保険証

従来は保険証と老人医療受給者証の2枚が必要でしたが、新しい保険証(後期高齢者医療広域連合より交付)1枚だけになります。

運営

都道府県ごとに設立し、全市区町村が加入する広域連合「後期高齢者医療広域連合」が行います。

従来と変わらないのは？

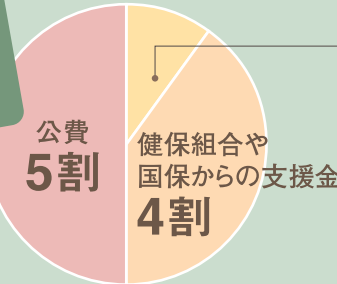
サービスの内容

お医者さんにかかるときの医療の給付はこれまでと同じです。

自己負担割合

医療費の1割を負担  
(現役並み所得者※1は3割負担)  
※1 課税所得145万円以上の人。

財源は  
どうなるの？



本人の保険料1割

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

保険料 = 均等割額 + 所得割額

※所得の低い世帯には軽減措置があります。  
※所得の高い人でも、年50万円が最高になります。

## 75歳以上の健保の被扶養者はどうなる？

健保の被扶養者資格がなくなり、後期高齢者医療制度に加入します。また、自分の保険料を納めることになります。ただし、負担を軽減するために、段階的に引き上げられます(\*)。

75歳以上の被扶養者	負担なし	1割	5割	全額
平成20年4月				
平成21年4月		10月		
平成22年4月				

①見直し後の内容です。

## 75歳以上の健保の被保険者はどうなる？

健保の被保険者資格がなくなり、後期高齢者医療制度に加入します。保険料も市町村に納めます。75歳未満の被扶養者(家族)がいる場合被扶養者資格がなくなるため、75歳になるまで国民健康保険に加入し、保険料を負担します。

